

【返還の猶予を申し出ることができる事由】

事 由		猶予期間	猶予申出書に添付する証明書類	申出可能な限度
1. 災害・事故	借受者が災害にあったとき（偶発的事故含む）	1年以内	警察・消防その他官公署が発行する証明書のコピー	事由が継続する場合は、申し出ることができる
2. 疾病・傷病	借受者の長期の疾病・傷病によるとき		医師の診断書（原本）【注1】	
3. 経済的困窮	借受者の属する世帯が生活保護を受けているとき、又はこれと同程度に生活が困窮しているとき【注2】		(1)生活保護受給者の場合 生活保護の受給証明書（原本） (2)生活保護受給者ではない場合 借受者が属する世帯の構成・所得を証明する書類 (例：住民票（世帯全員の記載があるもの）及び課税（非課税）証明書等）【注3】	
4. 在学中	(1)借受者が高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、大学、大学院に在学するとき【注4】	1年度内 （4月から翌年3月）	在学証明書（原本） （当該年度の4月1日以降に発行されたもの） ※学生証のコピーは不可	
	(2)高等学校などで在学中に貸付を辞退したときや、貸付期間が満了しているが在学しているとき	【注5】		
	(3)留学の場合	1年度内	在学証明書（原本） （留学（在籍）期間が記載されたもの） ※必ず日本語訳を添付すること	
5. 資格取得中・知識技能習得中	借受者が職業に必要な資格取得の準備中、又は職業上必要な知識技能の習得中	1年以内	事由を証明する書類及び借受者の健康保険証のコピー（借受者が被扶養者であるもの。国保不可）【注6】	
6. 進学準備中	借受者が大学又は大学院への進学準備中	1年度内 （4月から翌年3月）	(1)予備校在学の場合 予備校の在学証明書（原本） (2)自宅学習の場合 お問い合わせください。	
7. その他	その他やむを得ない事情によるもの	1年以内	お問い合わせください。	事由が継続する場合は、申し出ることができる

【注1】 疾病・傷病を理由として、治療期間・就労が困難であることの記載が診断書になければ、猶予の対象とは認められません。

【注2】 単に無職や失業中、専業主婦、妊娠及び育児中であることは猶予事由に該当しません。詳しくはお問い合わせください。

【注3】 所得を証明する書類とは「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」などです。現在、減収している場合は直近2か月分の給与明細等を追加提出してください。詳しくはお問い合わせください。

【注4】 大学等の通信教育課程や聴講生としての在学、週に1～2回程度の各種学校等への在籍、収入がある研修生、返還困難と推定できない場合は、返還猶予の承認がされないことがあります。

【注5】 継続して猶予を希望する場合でも、進級するごとに猶予の申し出が必要となります。

【注6】 保険証の被保険者記号・番号は黒塗りするなどして見えないようにしてください。保険証が国民健康保険の場合はお問い合わせください。